

第6 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

1 消防団との連携の確保

消防団は、地域に密着した消防防災活動を行うという特性上、消防組織法では自主的な市町村の消防の広域化の対象としておらず、従来どおり、「消防力の整備指針」第37条に基づき、一市町村に一団を置くこととなります。

この場合、広域化後の消防本部と消防団との密接な連携の確保が必要となることから、次のような方策を参考としつつ、地域の実情に応じた連携の確保を図ることが必要です。

- ・ 常備消防の管轄区域内の複数の消防団の団長の中から連絡調整担当の団長を指名することによる常備消防との一元的な連絡調整
- ・ 平素からの各消防団合同又は常備消防を含めた訓練等の実施
- ・ 構成市町村等の消防団と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のため、消防署所への消防団との連絡調整担当の配置、定例的な連絡会議の開催等
- ・ 常備消防と消防団との連絡通信手段の確保

2 市町村防災担当部局との連携の確保

消防を広域化した場合、構成市町村、又は委託市町村は、広域化後の消防本部とは異なる団体となります。

このため、地域の実情に応じて広域化後の消防本部と構成市町村の防災・国民保護担当部局との連携の確保を図る必要があります。具体的には、次のような方策を参考としつつ、地域の実情に応じた連携の確保を図ることが必要です。

- ・ 夜間・休日等における市町村の防災業務について、初動時の連絡体制などを消防本部に事務委託
- ・ 各構成市町村等の長及び危機管理担当幹部と消防長及び消防署長による協議会の設置
- ・ 各構成市町村等と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、定例的な連絡会議の開催、各市町村の災害対策本部への各消防署所の消防職員の派遣等
- ・ 防災・国民保護担当部局と消防本部との人事交流
- ・ 総合的な合同防災訓練の実施
- ・ 防災・国民保護担当部局と消防本部との情報通信手段の充実による連絡体制の強化
- ・ 防災行政無線の親機や遠隔操作機を消防本部の通信指令部門に設置することによる24時間体制の確保